

2017年6月29日

各位

KISCO 株式会社  
代表取締役社長 岸本 剛一  
問合せ先責任者  
取締役常務執行役員 小川 裕司

平成 29 年 3 月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を、近畿財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる有価証券報告書  
平成 29 年 3 月期有価証券報告書（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）
2. 延長前の提出期限  
平成 29 年 6 月 30 日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
平成 29 年 8 月 31 日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、当社が行う海外取引の一部に関する、特定の相手方からの本年 6 月 22 日付の連絡等を踏まえて、当該取引の対象となる物品（以下「対象物品」といいます。）の実在性に疑義を抱くに至り、第 88 期（平成 29 年 3 月期）の決算を行うためには精査が必要となることが判明いたしました。

そして、当社は、平成 29 年 6 月 27 日、当該取引の対象物品の実在性等の確認のため、社外監査役に加えて、外部専門家を交えた特別調査委員会を設置し、外部の法律事務所及び専門調査会社の補助を得つつ、同委員会による調査を開始いたしました。

しかしながら、当該取引は過去から継続して行われていたことに加えて、海外の関係者が存在する等、特別調査委員会による調査及びこれを踏まえた当社としての財務諸表等の確定までには少なくとも 1.5 か月程度の期間を要すること、過年度有価証券報告書等の訂正報告書の作成が必要となる可能性が高いこと、並びに、平成 29 年 3 月期有価証券報告書及び過年度有価証券報告書の訂正報告書に対する監査法人の追加的な監査手続等におよそ半月程度の期間が必要となることから、平成 29 年 3 月期有価証券報告書の作成及び監査法人による監査報告書の受領までには、少なくとも 2 か月を要し、平成 29 年 3 月期有価証券報告書の提出期限に間に合わない見込みです。

以上から、当社は、平成 29 年 3 月期有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を近畿財務局へ提出することといたしました。

なお、当該に取引に係る未回収の売掛金債権現在残高は約 70 億円であり、これが回収できないリスクがあります。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、当社ホームページにて、速やかにお知らせいたします。

株主・お取引先の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上